

日助発 147号
2021年12月15日

参議院議員
石田昌宏 様

公益社団法人日本助産師会
会長 島田真理恵



要 望 書

母子を取り巻く周産期医療体制整備に関しては、地域間の格差や様々な課題があります。安全・安心な妊娠・出産環境の整備は急務であり、地域医療の観点から、以下の事を要望いたします。

要 望 事 項

安全・安心な妊娠・出産・育児環境の整備を図られたい

1. 医療法「助産所の嘱託医」に係る運用について改善をお願いしたい。
助産所・診療所を周産期ネットワークに所属する施設であることを明示し、総合周産期母子医療センター等が、嘱託医療機関、嘱託医となることを勧奨するなど、妊産婦がどこで出産を希望しても出産の安全が確保されるようなシステムの改善をご検討いただきたい。
2. 周産期医療体制整備指針における周産期医療協議会の構成員として、都道府県助産師会の代表者を明確に位置づけられたい。

【要 望 理 由】

医療法第19条に規定されている「助産所開設者は嘱託する医師及び病院または診療所を定めておかなければならない」について、個人開業の診療所との契約でない限り、嘱託医療機関には複数の医師がいるため医師個人との契約は行われていない。また、嘱託医療機関の医師個人と契約すると、医師の異動により安定的な契約が確保されない。

開業医として地域医療に携わっている産婦人科を標榜する医師は高齢化が進み、産婦人科診療所も年々減少している。診療所においては診療時間も限られ

ており、24 時間体制で緊急時の母体搬送の受け入れ・対応は困難な状況にある。したがって、総合周産期母子医療センター等が、嘱託医療機関、嘱託医となることを勧奨していただきたい。さらに、嘱託医療機関を定めることによって、嘱託医を定めたこととみなしていただきたい。

また、都道府県における周産期医療ネットワークに助産所を含め、緊急に母子の搬送が必要な場合には、周産期医療情報センターを通して、その地域の連携医療機関へ母子を搬送できるようなシステムを運用し、出産する妊産婦の安全が確保されるようにしていただきたい。

2020 年度の本会の調査では、周産期医療協議会に参加している都道府県助産師会は、47 都道県中 37 県である。周産期医療ネットワークに参加しているのは 37 県であり、未だ 10 府県が参加できない状況である。

このため、周産期医療協議会に都道府県助産師会代表者を加え、周産期医療を担う全ての職種で運営すること、周産期医療ネットワークに助産所が組み込まれるよう、都道府県への周知及び協力の要請をお願いしたい。

助産所は、出産を取り扱うことは、もちろんのこと、産後ケア事業他、地域における切れ目ない妊産婦支援を実施する重要な役割を担っている。この役割を継続していくためにも、現在のような産婦人科医師個人の好意によって成り立つ嘱託医制度については、その改善を検討していただきたい。